

平成29年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

2月3日(金曜日) 忠生市民センターホール

出席議員(10名)

1 番	相澤 耕太	2 番	吉本 孝良
3 番	谷沢 和夫	4 番	細野 龍子
5 番	岩永 ひさか	6 番	松田 大輔
7 番	伊藤 ちか子	8 番	つのじ 寛美
9 番	古賀 壮志	10 番	池田 利恵

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	阿部 裕行
副管理者	高橋 勝浩	副管理者	大坪 冬彦
監査委員	石田 等	会計管理者	藤田 明
八王子市		八王子市	
市民部長	原田 親一	斎場事務所長	森田 聖二
町田市		町田市	
市民部長	内山 重雄	市民総務課長	宮崎 慶三
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	東島 亮治	くらしと文化部副参事	澤井 吉之
稲城市		稲城市	
市民部長	西山 誠	市民課長	秋和 広子
日野市		日野市	
環境共生部長	小笠 俊樹	環境保全課長	長谷川 浩之

出席事務局職員

事務局長	佐藤 修	主査	大川 直貴
主任	小川 一夫	速記士	波多野 夏香

2月3日(金) 議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第5 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第6 報告第3号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正す

- る条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 第1号議案 平成28年度(2016年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第2号)
- 第 8 第2号議案 平成29年度(2017年度)南多摩斎場組合会計予算
- 第 9 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午後 1 時 54 分 開会

○議長（相澤耕太） これより平成29年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1

会議録署名議員の指名

○議長（相澤耕太） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

10 番 池田利恵議員

2 番 吉本孝良議員



○日程第 2

会期の決定

○議長（相澤耕太） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3

諸報告

○議長（相澤耕太） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ご報告申し上げます。

平成29年 1 月 27 日、管理者から平成29年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を 2 月 3 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件 3 件、議案 2 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

なお、本日、八王子市長石森副管理者は所用のため欠席との連絡を受けております。

以上で報告を終わります。

○議長（相澤耕太） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第 4

報告第 1 号 南多摩齋場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第 4、報告第 1 号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 改めまして、本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

報告第 1 号 南多摩齋場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして、平成28年12月22日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものです。

改正内容としましては、雇用保険法の一部改正に伴い、65歳以降に新たに雇用される者が雇用保険の適用対象となることに伴い、高年齢被保険者とみなされる職員に対する退職手当に関する規定を整備するものです。

条例中で使用している高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に改め、広域求職活動費を求職活動支援費に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより表決に入ります。
報告第1号 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第5、報告第2号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年12月22日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例も管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものです。

改正内容につきましては、扶養手当の見直し、職員の給料表の改正、管理職特別勤務手当の新設を実施するものです。

改正内容は大きく3点ございます。

1点目の扶養手当の見直しは、東京都と同様に配偶者にかかわる手当額を父母等と同額になるように引き下げ、子にかかわる手当額を引き上げるものです。

2点目の給料表の改正は、行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)1級の最高号級を引き下げ、また大卒初任給の額を引き上げるものです。

3点目の管理職特別手当の新設は、平日の午前零時から午前5時までの勤務について手当を支給するものです。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第2号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第6

報告第3号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第6、報告第3号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第3号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年12月22日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めております。町田市が条例の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものです。

改正内容としましては、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、現行の3.25月分から3.3月分とするために改正するものです。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第3号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第3号 南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

○日程第7

第1号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）

○議長（相澤耕太） 日程第7、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 第1号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ750万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,242万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市負担金を減額し、繰越金を平成27年度決算の確定により増額いたしました。

次に、歳出についてでございますが、衛生費における燃料費を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

最初に、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ750万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,242万5,000円とするものです。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございます。

歳入の第5款、繰越金から説明させていただきます。

第5款、繰越金2,212万7,000円は、平成27年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この結果、一番上の第1款、分担金及び負担金を2,962万7,000円減額するものでございます。各組織市の負担金の補正額内訳は5ページにあります説明欄のとおりでございます。各市の金額は、各市の予算の関係もありますので円単位で表示させていただいております。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第3款、衛生費750万円の減額についてご説明申し上げます。

第11節、需用費750万円の減額は、火葬用燃料が比較的安価に契約できたための減額になります。

説明については以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案 平成28年度（2016年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8

第2号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（相澤耕太） 日程第8、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 第2号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,339万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市外の方の火葬室使用料及び式場使用料等の斎場使用料等でございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の

経費、施設等の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） それでは、管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

平成29年度予算といたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億4,339万1,000円となります。

最初に、歳入予算です。

6ページ、7ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億4,039万8,000円を計上させていただきました。その負担金の内訳は、7ページ、説明欄にありますとおり、運営経費と公債費の償還にかかわる式場棟実施設計費及び式場棟増築費から構成されております。

各市の負担金内訳は、各市の予算との関係もあり、円単位で表示しております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

第2款、使用料及び手数料でございます。

第1項、使用料、第1目、斎場使用料1億167万5,000円につきましては、説明欄にありますように、組織市外火葬室使用料を2,235万円計上いたしました。

次に、式場使用料につきましては7,596万円とし、そして霊安室使用料は336万5,000円といたしました。

まず、平成29年度の火葬件数ですが、前回の議会におきまして、平成29年度南多摩斎場組合事業運営計画でもお示ししましたとおり、火葬受け入れ枠の増加に伴い、組織市外の方の火葬室使用が増加することを踏まえて見込みました。

式場使用料等の収入は、第一式場につきましては平成27年度実績の98%、第二、第三式場は平成27年度実績としました。この結果、第一式場は271件、第二式場は300件、第三式場は300件、お清めの待合室は674件を想定いたしております。さらに、霊安室の有料利用数は延べ1,089日を見込みました。

第2目、総務使用料37万8,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第6款、諸収入93万8,000円は、空きビン売却料など

でございます。

以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費252万5,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料等でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務管理費7,285万9,000円につきましてご説明申し上げます。

第1節、報酬679万9,000円は、特別職の報酬及び嘱託職員の報酬でございます。

第2節から第4節の給料、職員手当等、及び共済費は、組合職員5名の人件費等でございます。

第7節、賃金285万円は、受付事務の臨時職員の賃金でございます。

第11節、需用費109万7,000円は、事務用消耗品、埋火葬許可書等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第12節、役務費43万5,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費、公用車の任意保険料等でございます。

第13節、委託料1,330万5,000円は、インターネット予約システム開発業務委託料、町田市への会計事務の一部委託料などでございます。

第14節、使用料及び賃借料113万2,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

第18節、備品購入費107万2,000円は、業務用軽自動車の買いかえでございます。

第25節、積立金80万1,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせてその利子も計上しております。

第2項、監査委員費30万2,000円は、監査委員2名の報酬等でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

第3款、衛生費2億2,975万9,000円につきましてご説明申し上げます。

第1項、保健衛生費、第1目、斎場費、第11節、需用費につきましては、説明欄にございますとおり、燃料費3,141万7,000円は、火葬炉に使用する灯油代になります。光熱水費2,200万円は、火葬棟及び待合棟の管理運営に要する電気、水道代でございます。

修繕料5,044万5,000円は、毎年実施している火葬炉台車ブロック16台分の計画的な取りかえや、集じん機周辺などにかかわる修繕によるものです。その他、火

葬炉以外の待合棟や式場棟に係る修繕などに係る経費でございます。

第13節、委託料1億1,983万4,000円は、火葬業務及び火葬棟、並びに待合棟の維持管理に要する経費でございます。主なものは、火葬業務委託料6,503万8,000円、待合室接待業務委託料1,319万3,000円、庭園管理業務委託料883万5,000円、清掃業務委託料887万6,000円、警備・受付業務委託料998万円、火葬炉設備保守点検業務委託料318万6,000円などで、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第4款、公債費3,694万6,000円は、式場棟増築工事費及び式場棟実施設計費の地方債償還元金及び利子でございます。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

2番 吉本孝良議員。

○2番（吉本孝良） 13ページ、13番の委託料に記載されていますインターネット予約システム開発業務委託料に関してなんですけれども、1,000万円という予算がついておりますけれども、全体の費用に占める割合としてみるとちょっと大きいのかなというふうに思いまして、これの内訳の中に、先ほど町田市の会計事務費も含まれるというようなことだったんですけれども、その内訳について教えていただければと思います。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） お答えします。

インターネット予約システム開発業務委託料が1,000万円、町田市への会計事務委託料が80万円です。

○議長（相澤耕太） 2番 吉本孝良議員。

○2番（吉本孝良） それでは、インターネット予約システムの開発料1,000万円なんですけれども、金額的にちょっと高いのかなというふうに思われるんですけれども、委託先、例えば見積もりに対してですけれども、どのような見積もりをとられているのか。

また、恐らく各自治体というか、八王子市なんかも斎場を持っているんですけれども、そここのところインターネット予約システム等々が行われていると思いますけれども、その辺のところのシステムを応用すればもう少し予算的に抑えられるんじゃないかというふ

うに考えられるんですけれども、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 現在のシステムが八王子IT協同組合で構築されておりまして、現在、火葬炉前とか待合室、そういうところへの名前の配信なども行えるようなシステムになっております。今後、やはりそのこのシステムとの相関性を考えまして、同じところに委託をしようと考えております。

その内訳としては、インターネット領域の構築、それとあと画面構成、これを変更等かける予定になっております。

以上でございます。

○議長（相澤耕太） 2番 吉本孝良議員。

○2番（吉本孝良） 内容はわかりました。例えば、オリジナルの委託システムというのをつくられるというような内容なのかなと思うんですけれども、これは例えばパッケージ化なんかでこういうような予約システムみたいなものというのはあるのかなのか、質問させてください。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） パッケージというのもございますけれども、やはり南多摩斎場に合う形、仕様を南多摩斎場の形にしていくこととなりますので、ほかのところを利用しましても多少変更がかかってくるという形になります。

○議長（相澤耕太） 2番 吉本孝良議員。

○2番（吉本孝良） 総予算に対しまして3%ぐらいの費用がかかっているということに対しては、言わんとすることはわからないではないんですけれども、予算の配分として見るとちょっとかかり過ぎちゃっているのかなというふうに感じましたものですから、もう1度、再度確認ですけれども、例えばパッケージでつくり上げた場合、変更した場合、予算的にはどのように変わってくるのか、もしお示しできればお願いします。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 完全にパッケージというところで見積もり等はいただいているんですが、南多摩斎場の組合として今まで使ってきたシステムを変更、あるいは構築していくことでシステムの不具合、これが生じないことになると思いますので、そちらを採用していきたいというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） 3点伺いたいんですが、今のインターネット予約システムについてですけれども、目的、それから内容についてどのようになるのか、利用される方にとっての利便性がどのようになるのかご説明をいただきたいと思います。

それからもう1点は、議員報酬についてなんですけれども、条例で定められておりますので、この予算の中でどうこうということは難しいと思うんですが、議員報酬についての考え方はどのような考え方でこの金額が定められているのか教えていただければというふうに思います。

それからもう1つ、燃料費について3,141万7,000円と15ページにあります。先ほどの補正予算で750万円ほど減額になっておりまして、その辺がどのように加味されているのか。かなり燃料費というのは上がったたり下がったりというのが大きいと思いますので、その辺の見通しについてはどのように検討されたんでしょうか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） まず、インターネットの目的のところなんですけれども、受け付けが24時間できるようになりますので、これは市民の皆様、あるいは葬祭業者の方、あとは斎場の受け付けも入力がされているので事務員の作業が非常に減ってくるということが考えられます。非常に有効な手段だと考えております。

議員報酬の金額なんですけれども、こちらのほうは条例に定められた内容での議員報酬という形になっております。

あと燃料費なんですけれども、入札を年4回行っておりまして、その高騰であるとか下落ということがありますけれども、そういうことに対処できるような形で年4回入札を行っておりますので、その中で価格の上下は対応できるというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） 了解いたしました。インターネット予約システムは結構高額ですけれども、利便性はかなり向上するというので、またそれが委託費にも、受け付け事務等の委託等の値下げというか、料金にもはね返ってくる部分もあるのかなと、お話を伺って聞いたんですが、そういうことでよるのかどうか、その辺もお答えください。

それから、議員報酬については条例で定められているので、ずっとこのような形で支払われていると思う

んですが、これについては他市の状況とか、その辺の比較等はなされているのか。議員報酬とかいろいろな報酬があると思うんですけども、その辺の考え方については議会で定めていくことなのかもしれませんが、今後検討していくとすればどういう手続ができるのか、その辺についてご説明をいただければと思います。

燃料費については了解いたしました。今回、補正予算で一挙に750万円減額ということですので、年間通して4回にわたって入札で燃料費が定められるということでしたけれども、それについては1年間通して750万円が——ごめんなさい、補正予算のことになってしまいうんですけども、そういった形で1年間分通して一挙に減額というのが年度末に行われるということなんですか。考え方として、年4回で少しずつ実際にかかった分が減額になるのか、そういうことも見通しての金額だということなんですか。

○議長（相澤耕太） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 議員報酬についてお答えいたします。この組合の議員報酬につきましては、一部事務組合、他の地域もございますので、それとの関係で過去に決められてきたということがございます。もとより議会で最終的に決める事項でございます。現在のところ、議員報酬の変更について当局として何か検討しているということはありません。

以上でございます。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 燃料費に関してお答えします。今回の減額補正につきましては、1年間を通してという形になっておりまして、そういう形で今後も行っていくようかなというふうに考えております。

インターネットの職員への影響ということなんです。これはインターネットを入れてみて試してみたらという形にしたいと考えております。よろしく願います。

○議長（相澤耕太） 7番 伊藤ちか子議員。

○7番（伊藤ちか子） 29年度の予算書の中でわからないところが1点ありまして、老朽化しておるこの建物も雨漏りのする場所があるんです。そういうものは予算計上されているのかどうなのかというのが1点。

2点目は、17ページのAED借上料なんですけれども、ここで東京都が電球を2個持ってくると1個AEDにかえてくれるというのをテレビで見たんですけども、そういう精神で（「AEDは違うわよ。それはL

EDでしょ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、LED。恐縮です。訂正させていただきます。LEDの電球というのは長くもって非常にいいというなお話も聞いているので切りかえていただきたいと思いますが、その点につきましてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） まず修繕費のほう、火葬炉の修繕とその他の修繕というふうに分かれておりまして、火葬炉の修繕に約4,000万円程度、その他、施設に関しては1,000万円程度を予定しております。そのほかに建物施設管理保守点検業務というのがありまして、それで屋根とか外壁の点検をするような予算も入っております。

それから、今のLEDの件なんですけれども、斎場は蛍光灯が多いんです。2個から1個ということなんです。LED化も順次進めておりますので、よろしく願います。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） それでは、9ページの歳入の使用料のところの考え方について伺いたいと思います。

斎場使用料に対する考え方というのは先ほど大体お伺いしたんですけども、昨年度と比べてみますと、組織外の火葬室使用料が大体400万円ぐらい、式場使用料が300万円の減額、霊安室の使用料はおおむね昨年度どおりかなというふうに思っているんですが、このいわゆる使用料の算出をする根拠になっている数値というのはどうやって見込んでいるのかなというのがあるんですが、例えば実績値であるとか、実績値に高齢者がどれぐらい各市伸びるから、そこのふえる見込みを勘案しているのかということをお明らかにしていただきたいというふうに思います。

と申しますのも、実際に資料の出し方の問題だと思うんですが、予算書はただ予算書が送られてくるだけであって、実は私たちは、昨年決算のときに来年度の事業運営計画というのをもらうようになっているんです。でも、本来は、ばらばらよりかは一緒のほうが議員にとっては見やすいので、そこは出し方としては工夫をしていただくと、何でもこういうふうになったのかというのが数字上でもわかりやすくなるのかなというのは思うんです。例えば、平成27年度の場合は、当初、組織外の住民の人の使用見込みというのは323件だったんです。それが多分、炉の環境をふやしたり

とかしたことによって、最終的な実績値としては457件になりましたということです。昨年の当初というのは、いただいた資料によると334件というふうに見込んでいるんですが、例えばそれが現段階ではどのぐらいの数値になっているのかなというのがあって、先ほどお話をしたように、式場の組織外の市民の方の使用料というのはふえる見込みなんですよといただくと、そうかそうかというふうに思うんですけども、この数字というのは、あくまでも来年度、組織外の人の使用ということで見込んでいる数値というのは2年前の実績値ですので、現状とどうかということを考えてときには、少しやっぱり、それはもう行政の仕組み上、仕方ないことだというふうに思うんですけども、ちょっと期間があき過ぎているんじゃないかなと。もう少し現状に近づけた実績の中で数値をはじいたほうが正しい数字が出てくるのかなと。

457件来ればいいんですけども、もしこれが457件じゃなくて減るという場合もあるわけですよ。ある意味で組織内の住民がたくさん使えば組織外を受け入れられなくなるわけだから減るわけじゃないですか。だから、そのあたりの兼ね合いの見込みの数字をどういうふうにしているのかということ、ちょっとここでご説明いただくとありがたいなと思うんです。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ここで平成27年度、2015年のところなんですけど、そのときに火葬の件数をふやしております、ちょっと見込みが、どれぐらい市外の方が来るのか、あと市内の方がどれぐらい使うのかというところが余り読み切れなくて457件という件数を出してしまったんですが、実際のところはそれほどなかったというか——逆です。少なく見込んだところを多く来てしまったという形です。そこから今年度を見ているという形なんです。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） だから、それはすごく理解できるんです。ふやしたので件数がふえました。だから、最初は見込めなかったけれども、最後はとでもふえたんですよという説明はわかったんです。去年は、その実績値があっても、当初は334件というふうに見込んでいたわけじゃないですか。今年度当初は334件と見込んでいるけれども、要するに、実際、今、もうほぼ1年間終わろうとしていますけれども、今の実績値としては今年度どれぐらいになっているんですかというのがあって来年度とならないと。私たちは2年前の数値を

頼りにして、この使用料が計算されているんじゃないかと思うので、そういう計算の仕方でもいいんじゃないかという疑問なんです。

○議長（相澤耕太） 石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 算出根拠というより、算出の仕方の問題だろうと思います。議員がおっしゃるとおり、年度の半分が実績が過ぎている段階で予定の事業料を決めております。つまり、11月時点ですと9月末、上半期の実績が出た時点です。上半期の実績が出た時点で翌年度の事業料を定めさせていただいているんですけども、そのときに、やはり当該年度の実績見込みというものを出しまして、それから翌年度の実績見込みを計画数量にすべきだというふうに、議員のご意見は多分そうだと思うんです。私もそういうふうに変えられないかと、今ご質問をいただきましたので少し検討させていただいて、より新しい年度、新しい実績をもとに翌年度事業計画を立て、予算に反映させていきたいというふうに考えております。

ただ、若干技術的な問題で言いわけになりますが、上半期のときの実績を11月に議会をいただいて、次が今月なんです。各市負担金の計算上、予算の部分が、年度末見込みの実績がきっちり出てこないところがありまして、若干安全を見たような数字でつくっておりますので、その点、議会を何回も開くというわけにもいかないの、できれば11月の時点での事業計画量で予算を見積もらせていただければありがたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、算出の仕方は新しい数字で当該年度の実績見込みをもとに翌年度をつくるというふうな方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） では、それについてはまた工夫もしていただけたらなというふうに思っているの、よろしくをお願いします。

それから、済みません、ちょっと続けてしまうんですが、歳入の雑入のところに売店電気代というものが新規の項目として入っているのかというふうに思っているんですが、これについては、これまでは売店電気代はどのようになっていたのかということと、ここで多分契約をし直したのかなと思いたしたので、それでいいのかというふうなところの確認。

それから、歳出のところになりますが、15ページなんですけれども、今年度の予算と比較をして、新しい項目で言うと、建物施設管理保守点検業務委託料77万

8,000円というものが計上されているかと思いたすけれども、この考え方についてお尋ねしておきたいと思いたす。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 売店電気代というのは、今回雑入という形で入っておりますけれども、項目を変えた形になっております。前年度は行政財産使用料に含む雑入という形になっておりまして、そこを変更させていただきます。

次の建物施設管理保守点検業務委託料ということなんですが、こちらは建物の屋根や外壁などの保守点検を行いたいというふうに考えております。これは樹木が多いため雨どいに詰まった枯れ葉の洗浄などを行う業務とあわせて、これにより施設をより長く使えるようにしたいというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） 売店電気代については、ちょうど行政財産使用料のところでは昨年の当初に比べたら26万5,000円減額されていますので、それとの行って来いだというふうな説明でよくわかりました。

それから、この業務委託料なんですけれども、保守点検をしてチェックはしていくわけなんですけれども、それをした後が問題になってくるのかなというふうに思いたすんですが、例えば、そのチェックをして、その後、例えば施設保全にかかわる何か計画書みたいなことを改めてつくるとかつくらないとか、そういったあたりについてはどのようにお考えかということを確認して終わります。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） その保守点検を終わりました、業者からどの辺が悪かったというのを出示していただいて、先ほど言いました修繕料、こちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（相澤耕太） 5番 岩永ひさか議員。

○5番（岩永ひさか） 議員は全員が、私なんかの場合には、そういう点検をした後、どこにふぐあいがあったみたいなこととかを細かく見られるわけではありませんけれども、大体どのあたりが問題になっているのかという全体像を把握しながら、きちんと次の修繕料にその予算をつけていけるようにしていかなければいけないんじゃないかというふうに思いたすので、ぜひこの点検をした結果みたいなものをまとめていただいて議会のほうにも提出いただきたいというふうに思いたすので、よろしくお願いたす。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 3点ほどお伺いさせていただきます。13ページ、15ページ、17ページ、1点ずつ。

1点目の、先ほど吉本議員のほうからお話がありました13、委託料のインターネット予約システム開発業務委託料に関してなんですけれども、先ほどの答弁者の説明の、ふぐあいがいないために、このまま次にお願いしていくというようなお話だったんですけれども、予算をつけて物事をお願いするのに、どこの業者であってもふぐあいがあるとはならないというのが当然のことなので、そのふぐあいの中身というのをもう少し具体的に説明していただかないと、ちょっと理解しがたい。入札の状況というのがこれに関してはどういうふうになっているのか。ふぐあいが起こらないように同じ会社にずっと頼むというと、なかなかチェックのしようというのがないので、先ほどの吉本議員のお話ししていることは、そういう中で予算を圧縮できないかという視点に立ってのご質問なので、そこに対する回答が明確でないかなと思いたす。そこが1点お伺いすること。

それと、15ページの下から2番目の電光掲示板システム管理業務委託料というのがございまして、そこ、ここのインターネット予約システムというのは連動しているのかどうかということが1点、まず先にそこ2点をまとめてお伺いしたいと思いたす。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） インターネット予約に関してシステムを構築するわけなんですけれども、先ほど出ましたパッケージ等を利用すると、南多摩斎場の仕様に変えるのに非常に多くの変更がかかるわけなんです。そこに対していろいろなふぐあいとかバグとかというのが出てきまして、それを直したりしていくのが非常に時間とか労力がかかるというふうに考えております。

それから、電光掲示板の表示というのは、斎場に待合室があるんですが、あと火葬炉、こういうところへお名前を表示する、これが電光掲示板の表示という形になっております。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） どういうふうな形で表示されるか、そのシステムをどういうふうに変更しなければならないかということは、担当者がやることじゃなくて相手方の業者がやることだというふうに思いたす。それを変更することによって、この予算以上のお

金が初期投資としてかかってしまうのか、それとも、メンテナンスは、初期投資はかかるけれども、それがもっとずっと低くおさまっていくのかとか、その辺のところのコスト計算というか、1つの事業をやるのにいろんな視点で物事を見ていって予算を圧縮する、小さいお金で大きな効率的な仕事をやっていくということでは、例えば今1つ申し上げたように入札がどういうふうになっているのかというところで、ふぐあい不起きない仕事をやってもらうなんていうのは当たり前なことなので、そのためにお金を出しているの、その比較検討ができるような状況を常に想起しているのかというようなことをお伺いさせていただいているわけです。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 今、南多摩斎場では、先ほど言いました八王子IT協同組合、ここでやろうというふうに考えておりましたので、今、議員からご指摘があった点をもう1度踏まえて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 入札の状況というのは、そういった意味ではそのまま引き続いてやっていくというようなご答弁だったと思うんですけれども、多面的に考えて予算が圧縮できるものでしたら、やはりふぐあいの起こらない範囲で多数検討していくということは非常に大事な視点だというふうに思いますので、その辺のところの選択肢というのを常に庁内で検討して、ほかの事業にも関してなんですけれども、同じところずっとお願いしていればいいというものでもないの、その辺のところは、やはり社会的情勢を鑑みながら適時チェックする体制の中でそのような視点を持って行っていただきたいというふうに思います。

それと、あわせてお伺いした15ページの電光掲示板のシステムに関しても、ともにお答えくださいとお願いしましたので、そこのところを教えていただくと。この連動性があるんでしょうか、インターネットの。それとは全く違うと考えてよろしいですか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 新しくつくるインターネットシステムとは直接はかわりがないんですが、今使っているシステムで待合室、あるいは火葬炉前にお名前を配信するシステムは、今現在でき上がっております。それにつけ加えてインターネットの環境をつくるとい

う形になります。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） こことここを運営する会社というか、委託先というのは別の会社なんでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 今は一緒になっております。八王子のIT協同組合という形になっております。

以上です。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） 項目に従って、私どもはいただいたこういったものでチェックをするので、どういふふうに委託先というのが固定されているか。固定することで潤滑な運営が安定的にできるという利点はもちろんあるんですけども、そこに安住しているが余りに中のチェックが疎かになってしまう。そういう意味で、吉本議員のおっしゃっているのは、やはり常に安定な運営は当然というところで、予算的な圧縮というのは常に考えていかなければならないのが、やっぱり行政の今の財政的な状況だというふうに思いますので、その辺のところ、どの程度どこに仕事が固まって発注されているのかという詳細なことまではつかむことができませんけれども、常にそのような視点で、こことここに予算が計上されているということは、もうちょっと圧縮するような交渉ができてもおかしくないかなというふうな、ごく一般的な家庭の税金を支払う方々の視点に鑑みますと、やはりその辺のところの見方、チェックというのは画一的にならないで柔軟なチェック体制というのが必要だというふうに思いますので、ぜひその辺は、こういった言い方は変ですけども、お役所仕事みたいにご指摘されるようなことのないように、チェックしていくという視点を忘れずやっていただければというふうに思います。

それに関してはそれまでです。

あと、17ページ、申し上げました。AED、これは自動体外式除細動器というんだと思うんですけども、その現在の使用頻度、どのような形になっているか、お伺いします。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 昨年が1回、おととしが1回使用しております。

○議長（相澤耕太） 10番 池田利恵議員。

○10番（池田利恵） これだけ大勢が使われている中で1回ということなので、適当かなというふうには思うんですけども、これから高齢化ということで、い

ろんなことで心的ショックを受けられてというような場面も高齢化してくればしてくるほど多くなって来るようなところもあるかと思ったのでお伺いさせていただきましたんですけれども、1件ぐらいでしたら十分かなというふうに思いますので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（相澤耕太） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案 平成29年度（2017年度）南多摩斎場組合会計予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（相澤耕太） 日程第9、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本件調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガス、集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するものです。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類が排ガス、集じん灰、残骨灰、また、排ガスにつきましては、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物濃度を調査いたしました。

調査対象炉は、南多摩斎場には1号炉から12号炉ま

であり、毎年計画的に2炉ずつ実施しております。今年度は5号炉と7号炉を調査いたしました。

調査日は、平成28年11月21日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社で行いました。

調査結果は中段部分の表のとおり、ダイオキシン類は削減対策指針値をクリアし、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物の濃度は、火葬場における指針値等がありませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございます。その結果は、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のように、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響しているのではないかと推測されているところです。今まで副葬品の自粛協力のお願いをしていますが、より一層ダイオキシン類の発生防止を徹底するよう考えております。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） 指針値は行っていないんですが、数値について伺いたいんですが、5号炉と7号炉を比較しますと、ものによっては2倍、あと4倍近い差があるんでしょうか。何か違いというか、見受けられるんでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 5号炉と7号炉を調べて、火葬に対する副葬品、これがどの程度入っているかによってダイオキシン類等が変わってくるというようになります。

○議長（相澤耕太） 4番 細野龍子議員。

○4番（細野龍子） そうすると、検査したこの日、あるいは前日の副葬品にそういったものが多かったということだというふうに推測されるということでしょうか。

○議長（相澤耕太） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） そのとおりでございます。

○議長（相澤耕太） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

た。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって平成29年第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 相 澤 耕 太

署名議員 池 田 利 恵

署名議員 吉 本 孝 良